

めでいきなりニューす

NEWS



vol.47

保健所及び地方衛生研究所の 職員増員へ

2022年10月から行われた臨時国会において感染症法の一部改正が審議されました。本部は協力国会議員を通じて保健所や地方衛生研究所の体制強化を求めるとともに、2023年度政府予算編成に関する要請行動において総務省、厚生労働省や政党に対し、保健所や地方衛生研究所の体制強化・拡充のため人員確保と予算確保を求めてきました。

これらを受けて12月2日、参議院本会議において、改正感染症法が可決成立し、付帯決議において、「地方衛生研究所について、本法の趣旨を踏まえ、法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等についての基本的な指針を地方公共団体に示すとともに、保健所及び地方衛生研究所の人員及び予算を確保し、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図ること」が盛り込まれました。



立憲・西村ちなみ議員に対し現場の実態を訴える平山事務局長。
これを受け衆議院・厚労委員会で国の考えを質した。

総務省・厚生労働省への要請内容の抜粋

感染症対策を行う保健所の公衆衛生医師や保健師等職員体制の強化・拡充にむけて、この間の施策の効果も検証しながら、さらなる財源確保を行うこと。また、慢性的に不足している保健所の職員、感染症対策を行う以外の保健師、獣医師、薬剤師、統括保健師も拡充すること。



自治労本部総務省要請（11月21日）

このような流れを受けて、地方自治体の標準的な行政水準に対する国の財政補償である2023年度地方財政計画において、保健所等の恒常的な人員体制強化をはかるため、**感染症業務に従事する保健師を約450名増員**（約2700名から約3150名）するとともに、**保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員**することが決まりました。現場段階においても、今回の措置は一定評価できるものの、現場の状況を踏まえれば十分とは言えません。本部は引き続き公衆衛生職場の増員にむけ省庁・国会対策を行ってまいります。

医療職俸給表(三)の級別標準職務表が改定

人事院規則の改定により医療職俸給表(三) 級別標準職務表が2023年4月1日に見直されます。これまで3級に位置付けられていた看護師長が4級となり、3級に副看護師長と特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務となります。特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務は、資格では認定看護師、特定行為研修修了者等が該当しますが、資格取得に限らず、経験や現場の役割によって上位に昇格できる仕組みが必要です。

今回の改定は級別標準職務表の見直しのみで、公立病院においてはすでに改定後を上回る運用が多く、自治体病院へ与える影響は限定的であると評価せざるを得ません。本部は引き続き医療現場の処遇改善にむけ、省庁・国会対策を行ってまいります。単組は自院の級別標準職務表を点検し、今回の改正内容を契機に俸給表の改善やキャリアアップに対する処遇改善につながるよう取り組みを進めていきましょう。

人事院規則医療職俸給表(三) 改定に対する取り組み方針

級別標準職務表の見直しへの取り組み

- 自院の級別標準職務表の点検
- 現在一般職が2級にとどまっている単組は改定をもとに昇給・昇格基準の見直しを求める
- 改定後の内容を上回る単組は改悪されない取り組み
- 副看護師長などポストの創設
- 医療職俸給表(三)だけでなく医療現場全体の給与表や昇給・昇格の見直しを求める

キャリアアップに対する処遇改善の取り組み

- 看護職員のキャリアアップ(認定看護師、特定行為研修修了者等)に対する評価を求める(手当新設・増額、昇給・昇格の基準の見直しなど)
- 看護職員以外のキャリアアップ(各種認定資格等)に対する評価も同様に求める

高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革(概要)

4

公的価格評価検討委員会の「中間整理」(令和3年12月)において「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」とされたことを踏まえ、国家公務員の看護師について職務の実態等を踏まえた改善の必要性を検討

→ 管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師について、キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ります。

医療職俸給表(三)級別標準職務表見直し 人事院規則改正

現行制度

- 職員の職務の級は、「級別標準職務表」に定める標準的な職務を基準に決定。昇格に当たっては、他の要件のほか、職務の複雑・困難・責任の度がその級に応じたものであることが必要
- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、看護師は2級、看護師長は3級及び4級に位置付けられている

○現行の級別標準職務表 医療職(三)(抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務
4級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務

改正のポイント

- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、
・現在の副看護師長の実態(3級に格付け)等を踏まえ、新たに副看護師長を3級に位置付けるとともに、**看護師長の基本的な位置付けを4級に**
※ 副看護師長を置かない小規模な医療機関では、3級看護師長を置けるようにするため、4級看護師長の職責は標準より高い「相当困難」と規定
・**特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに3級に位置付け**

○改正後の級別標準職務表 医療職(三)(抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の副看護師長の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4級	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務

級別標準職務表においては、「標準」⇒「相当困難」⇒「困難」⇒「特に困難」の順に職責が高くなる

出所：人事院報道発表資料

2023年度地域医療セミナー

参加申し込み
受付中

今年度の地域医療セミナーは3年ぶりの対面開催(全体会はハイブリット、分科会は対面のみ)となります。コロナ禍を踏まえ今後公立病院が求められる役割や現場の処遇改善、労働組合の取り組みについて議論します。

日時

2月25日(土) 13:00～17:00
2月26日(日) 9:30～13:00

開催場所

TOC 有明・オンライン(2月25日のみ)

テーマ

持続可能な地域医療提供体制について考える
～働き続けられる労働環境をめざして～